

日本共産党船橋議員団

三にゅす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>

市 会 議 員

石川敏宏 ☎462-4548 事務所☎467-2860	佐藤重雄 ☎432-9872
岩井友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160	関根和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
金沢和子 ☎422-5278	中沢 学 ☎493-8140
	渡辺ゆう子 ☎462-7273

震災の教訓生かし

防災対策の強化を

東日本大震災の発生から4年、阪神淡路大震災から20年となりました。その教訓に立った防災対策の強化が引き続き市政の大きな課題となっています。今議会では住宅の耐震化の問題を取り上げました。

「新耐震」でも耐震不足 — 助成対象に含めよ

現在の市の防災計画では、住宅の耐震化について、1981年の「新耐震基準」移行後に建築された住宅は、「耐震化されているもの」として、耐震診断・改修助成制度の対象から除外されています。

しかし「新耐震」でも耐震性が確保されていない住宅が大量にあることが問題になっています。1995年の阪神・淡路大震災で「新耐震」の住宅が多数倒壊した経験を踏まえ、2000年に、壁の配置や、柱の固定方法などについての基準の見

直しが行われました。この1981年から2000年までの間に建てられた全国の木造住宅を対象にした民間団体の調査で、「このうちの85%が耐震性が不足していた」という結果が出ています。「防災計画を見直し、この期間に建てられた住宅も診断・改修助成の対象に含めるべきではないか」と質しました。

直しが国で行われました。この1981年から2000年までの間に建てられた全国の木造住宅を対象にした民間団体の調査で、「このうちの85%が耐震性が不足していた」という結果が出ています。「防災計画を見直し、この期間に建てられた住宅も診断・改修助成の対象に含めるべきではないか」と質しました。

建築部長は、「耐震基準を満たさないものもあり得ると考えているが少数と考えられる。精査が必要」などと答弁しました。「『少数と考えられる』などというのは根拠のない推測にすぎない。至急調査し必要な対応を」と求めました。

消火用水—「民間井戸 の活用進める」と答弁

また阪神淡路大震災では、断水で消火栓から水が出ず、民間の井戸が役に立ったという経験が報告されています。「消火用水の確保策としても、民間で井戸を持っている方に災害時に協力してもらおう制度を創設すべきではないか」と質しました。市長公室長は、「井戸所有者の協力が得られた場合には、初期消火訓練への協力も行い、民間井戸の活用を進めてまいりたい」と答弁しました。

日本共産党船橋市議団主催

無料 法律相談

4月14日(火)

労働相談も受けています

弁護士が
相談を
受けます

会場：中央公民館

時間：午後1時～4時

要予約 ☎436-3030

高すぎて払えない国民健康保険料 ひとり1万円引き下げを

市内の国民健康保険加入世帯9万6千世帯の15%、1万4千世帯が保険料を滞納しています。そのうち5400世帯に有効期限の短い保険証が、160世帯に病院の窓口で10割負担しなければならぬ資格証明書が交付されています。

高すぎて払えないことが滞納の大きな原因ですから、払える保険料に引き下げることが一番の滞納対策です。

保険料が高すぎるのは？

国が国保会計への支出を減らしてきたことが、高すぎる保険料の根本の原因ですが、保険料の算定のしくみにも大きな問題

一人当たりの保険料は所得割＋均等割

	所得割	均等割
医療分 (全員)	(前年所得－33万円) × 6.50%	24,360円
後期高齢者 支援金分(全員)	(前年所得－33万円) × 2.63%	7,090円
介護分 (40～64歳の方のみ)	(前年所得－33万円) × 1.20%	9,610円

があります。保険料は世帯ごとに計算されます。一人ひとりの均等割保険料と所得割保険料を計算し、足し合わせて世帯の合計額を出します。

均等割保険料は所得にかかわりなく全ての人に一律に課せられ、所得割保険料は保険料控除、医療費控除など、生活実態は反映されません。このことが負担の重さにつながっています。

低所得世帯に、均等割保険料の7割、5割、2割を軽減する制度があります。しかし、均等割保険料が5割軽減される所得85万円、4人世帯の保険料は12万6千円です。年間所得の15%もの負担率になり、十分な軽減制度とは言えません。

均等割保険料 ひとり1万円引き下げを

3月議会で、子どもや収入のない人も一律に負担しなければならぬ均等割保険料のひとり1万円の引き下げを求めました。

健康部長は「保険料の水準は

他市との比較が大事な要素、県内で低い保険料であり、引き下げは考えていない」、福祉局長は「制度、財政の持続可能性を毀損する可能性があり、安易な引き下げを行うべきでない」など、保険料の負担に苦しむ市民の実態を見ない答弁に終始しました。

ひとり1万円の引き下げには、15億円を要しますが、船橋市にはその財力は充分にあります。

市民のみなさんの「払えない」苦しみをなくすため、保険料引き下げ実現へ、引き続き頑張ります。

※保険料の軽減は 所得の申告が必要

20歳以上の世帯員全員の方が所得の申告をしていないと軽減制度が受けられません。前年度収入のなかった方、遺族・障害年金のみの受給の方も必ず所得の申告をしましょう。